正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第53条第５項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和２年改正法附則第５条第４項において準用する法第53条第３項又は令和２年旧法第53条第５項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（令和２年旧法人税法第15条の２第１項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては令和２年旧法人税法第81条の９第２項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

［２～４　略］

第六号様式別表二の八（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　略］

第６号様式別表２の８記載要領

１　この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第53条第９項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和２年改正法附則第５条第５項において準用する法第53条第３項又は令和２年旧法第53条第９項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［２・３　略］

第六号様式別表四の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　略］

第６号様式別表４の３記載要領

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が東京都に提出する第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）又は第６号の３様式、第６号の３様式（その２）若しくは第６号の３様式（その３）の申告書に添付すること。

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙二　挿入］

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　略］

正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第53条第５項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和２年改正法附則第５条第４項において準用する法第53条第３項又は令和２年旧法第53条第５項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（令和２年旧法人税法第15条の２第１項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては令和２年旧法人税法第81条の９第２項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

［２～４　同左］

第六号様式別表二の八（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第６号様式別表２の８記載要領

１　この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第53条第９項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和２年改正法附則第５条第５項において準用する法第53条第３項又は令和２年旧法第53条第９項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

［２・３　同左］

第六号様式別表四の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第６号様式別表４の３記載要領

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が東京都に提出する第６号様式若しくは第６号様式（その２）又は第６号の３様式若しくは第６号の３様式（その２）の申告書に添付すること。

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙二　挿入］

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　同上］